

第四章 皇権と倭歌

第一節 古典的規範の成立

大伴家持は、天平十九（七四七）年三月三日
 に歌反大伴池主に送った書簡（萬葉集巻十七
 三九六九）の序）の中で、次のように述

べ
て
い
る
。

……但し、稚き時に遊芸の庭に涉らざ

りしを以て、横翰の藻、自づからに彫虫

に^{とせ}えし。幼き年に山柿の門に^い逕^たらざして、歳

歌の^{おもふまじ}趣、詞を^い聚^り林^んに失ふ。……

右の一節は、

若いころに「遊芸の庭」に關わらなかつ

たために、筆のままに記した文章には何

のおもしろみもなく、また、幼いころに

「山柿の門」に学んだこともないため、^(ト)

歌を作るにもことばが粗雑です。

という意味である。

山柿の門とは、明らかに日本古来の俊

歌に關する表現である。したがつて、山柿の

門に對する「遊芸の庭」は、漢詩文に關

する表現であらうと考えられる。(2)

語家のあいだでは

山柿の門の「山柿」は、家持以前の特定の歌人(あるいは歌人たろ)を指すと見られている。しかし、それが、

具体的に誰を指しているのか、という点にフいては、

諸説紛々としていまだに定説がない。

管見の及ぶところによれば、諸家の見解は、

お
お
む
ね
次
の
四
種
に
わ
か
れ
る
。

(a) 山部赤人と柿本人麻呂とを指すと考へ

る
も
の
。

契沖『萬葉代匠記』、澤瀉久孝の

萬葉集注釈¹⁾、久松潜一「山柿と日

本的性格」(国語と国文学 十八卷一頁²⁾)

北山茂夫「白鳳の宮廷詩人」(萬葉七

号)等々。

(b) 柿本人麻呂のみを指すと考へるもの。

折口信夫「柿本人麻呂」(春陽堂

筆者	と	な	し	い							
者	ア	が	い	ナ	(a)						
は	ズ	る	。	れ	S						
、	は	、	人	が	(b)						
他	、	倭	麻	き	い	集					
の	(c)	歌	呂	さ	ナ	大					
説	説	意	カ	得	れ	成					
を	が	識	ラ	て	に	9					
非	魅	の	傍	い	も	、					
と	力	伝	良	る	首						
し	さ	統	へ	か	肯						
て	も	を	、	さ	ヲ						
何	フ	強	そ	決	ヘ						
け		調	し	定	キ						
る		ナ	て	ナ	点						
た	け	ナ	家	る	が						
け	れ	る	持	こ	多						
の	ど	本	へ	と	々						
論	も	筋	と	は	あ						
拠	、	に	フ	難	り						

と大伴旅人との意識されていること考え
るもの
高木市之助、徳良と旅人(葉葉)

集大成)

で	っ	は	う	な	す	れ		っ	か
は	ト	い	語	意	る	る	た	っ	見
な	点	め	に	味	る	も	が	も	当
い	を	て	っ	さ	勢	の	、	独	ら
か	認	倭	い	も	や	を	山	自	な
と	識	我	て	っ	考	持	柿	の	い
、	す	の	は	と	え	定	の	推	。
考	る	古	、	は	方	す	門	測	本
え	こ	典	そ	思	五	る	、	を	稿
ら	と	的	れ	え	探	こ	、	さ	が
れ	の	規	が	な	る	と	、	し	、
る	方	範	、	い	う	が	、	ひ	先
か	が	に	倭	い	え	家	語	か	学
、	、	言	我	。	で	持	に	え	の
あ	は	ふ	史	山	、	の	よ	る	所
る	る	し	上	柿	さ	倭	、	所	説
。	か	た	に	の	ほ	我	て	以	を
	に	語	あ	門	ど	に	指	て	列
	重	で	、	、	大	対	示	あ	挙
	要	あ	て	い	き	対	さ	る	し

れ る。	が、 学 ぶ べ き 規 範 と 目 さ 水 て い た 、 と 考 え ぶ	う に よ う な 首 尊 さ れ た 、 い わ ゆる 、 白 鳳 葉	代 の 歌 人 た ち の あ い む で は 、 額 田 玉 や 人 麻 呂	れ て い る。 こ れ ら の 点 を 総 合 す れ ば 、 奈 良 時	麻 呂 歌 集 の 歌 々 を 巻 頭 に 置 く 編 纂 方 針 が と う	と す る 萬 葉 集 卷 十 一 、 十 二 な ど に お い て は 、 人	良 時 代 へ 初 期 の こ ろ か ？ の 短 歌 歌 謡 を 主 体	鳳 期 の 作 品 の 類 歌 が 多 数 見 ら れ る。 ま た 、 奈	と こ ろ で 、 奈 良 時 代 の 萬 葉 歌 の 中 に は 、 白
---------	--	---	--	--	--	---	---	--	---

う		わ	歌	代	と	そ	卷	に	家
言		る	の	の	は	こ	十	着	持
辞	幼	。	範	他	疑	に	一	目	が
は	き		と	の	え	自	、	す	萬
、	年		了	歌	な	ら	十	る	葉
既	に		る	人	い	の	二	な	集
述	山		倭	た	。	編	の	ら	の
の	柿		歌	と	し	纂	編	は	編
こ	の		観	同	た	過	纂	、	纂
と	門		と	じ	が	程	に	彼	に
く	に		も	く	っ	に	何	が	深
、	逕		っ	、	て	さ	さ	、	く
倭	ら		て	、	、	せ	か	類	関
歌	ず		い	家	家	た	の	歌	わ
の	し		た	持	は	で	と	の	っ
古	て		、	は	、	あ	り	と	て
典	…		と	奈	奈	ろ	扱	り	い
的	…		考	良	う	う	い	扱	た
規	と		え	時	こ	こ	い	い	点
範	い		ら	倭			や	や	

る、	この	が規	人、	し		い	規	の	に
筆	の	規	さ	水	規	よ	範	考	っ
者	点	範	さ	な	範	う	の	察	い
に	を	と	し	い	は	に	中	に	て
は	明	目	に	い	、	思	に	よ	の
見	さ	さ	は	、	あ	わ	含	れ	認
当	か	れ	赤	白	る	れ	め	ば	識
さ	に	て	人	鳳	い	る	て	、	を
な	す	い	な	葉	は	。	い	家	表
い	る	た	ど	、	一		た	持	出
。	手	可	に	と	フ		こ	が	す
	立	能	よ	と	で		と	、	る
	て	性	っ	も	は		は	白	も
	は	も	て	に	な		、	鳳	の
	目	あ	詠	、	か		疑	葉	で
	下	る	ま	憶	っ		う	、	あ
	の	。	れ	良	た		余	を	る
	と	し	た	や	の		地	そ	が
	こ	が	歌	旅	か		が	の	、
	こ	し	々		も		な		右

白鳳期以後の

採	て		し	皇	家	い	し	見	
リ	、		て	権	持	て	め	る	家
、	日	こ	り	に	の	い	た	倭	持
あ	本	の	た	対	精	い	白	歌	に
わ	古	点	た	う	神	た	鳳	観	お
せ	代	を	よ	る	の	た	皇	は	い
て	に	掘	う	崇	裡	う	権	、	、
、	お	り	に	敬	は	に	へ	自	自
人	け	下	思	と	、	見	の	鳳	鳳
麻	る	げ	わ	が	自	受	證	萬	萬
呂	皇	て	れ	、	鳳	け	嘆	葉	葉
ヤ	権	検	る	相	葉	ら	の	の	、
憶	と	討	。本	即	へ	れ	念	隆	さ
良	倭	ま	章	不	の	る	と	盛	古
の	歌	る	で	離	権	。言	と	を	典
精	と	こ	は	の	標	い	密	可	的
神	の	と	、	関	と	か	接	能	規
、	関	を		係	白	え	に	た	範
わ	係	通		を	鳳	れ	結	ら	と
け	を	し		成		ば	び		
	に						つ		

ても彼らの、倭我意識（前章参照）が、どの
ような形で家持の精神の裡に受け継がれたか
を明らかにしてみたい。

第二節

家持の「伴造意識」

天平二十一年（七四九年）——四月十四日

天平感宝元年と改元。さらに、七月二日には

天平勝宝元年と改元（四月一日）聖武天皇は、

東大寺盧舎那仏の前で、陸奥国から金が産出

したことを謝する詔（宣命第十二詔と第十三

詔）さ発した。その詔（第十三詔）には次の

ような一節があった。

べし。此の心失はずして、 明浄心を以て	さ 以て 子は 祖の心 なす いし、 子には ある	内兵と 心中の ことは なも つか はす。 故	の御世 を 始め て、 今朕が 御世に 当り ても、	る人等 とな も聞 し召 す。 是を 以て 遠天 皇	にこそ 死な め、 のこ には 死な じと 云ひ 来	みづく 屍、 山行 かば、 草む す屍、 王の へ	汝たちの 祖ども の云 ひ来 なく、 海行 かば	朝守り 仕へ 奉る 事顧 みなき 人等に あれば	又大伴 佐伯 宿禰 は常 も云 ふ如 く、 天皇 が
------------------------	--	---	---	--	--	--	--	--	--

五月	ま	室	た	請	明	嘉	大	め	仕
月	こ	の	家	ず	浄	み	伴	賜	へ
十	と	藩	持	る	心	ナ	・	ふ	奉
二	ほ	屏	の	こ	し	る	佐	不	れ
日	く	と	こ	の	と	と	伯	〇	と
の	回	し	こ	詔	も	も	兩	統	し
こ	首	て	ろ	は	つ	に	氏	紀	て
と	の	の	と	、	て	、	の	天	な
で	歌	自	奮	当	皇	兩	、	平	も
、	を	覚	い	時	室	氏	内	勝	、
そ	詠	も	立	越	に	に	兵	宝	男
の	ん	あ	た	中	奉	対	〃	元	女
冒	だ	す	せ	国	仕	し	と	年	并
頭	〇	た	た	守	ず	て	し	四	せ
に	天	に	。家	の	る	の	て	月	て
押	平	、	持	任	よ	功	の	一	一
し	成	こ	は	に	う	績	功	二	二
立	宝	の	皇	あ	に	を	後	治	治
て	元	詔	は	っ	要	も	と	〃	〃
す	年	書	皇				も		

また長歌は、家持の教ある作の中で最大の量

をほこる（萬葉集の長歌二六二首中第三位）。その

四首は、以下の通りである。

陸奥国みよのくにに金かねを出いだす詔書みことまを

賀はく歌一首并せて短歌

草原の瑞穂の国を天下あまくはり知らしめ

しけるすめろきの神かみの命のみことの御代みよ重かさ

ね天あまつ日ひ継つぎと知らし来る君の御代

御代敷きませる四方よもの国には山川やまがは

さ広み厚みと奉たてまつる御調宝みづからたからは教へ

えず尽つくしもかねつしかれども我が

へ	て	に	く	負	遠	實 ^{貞子}	ひ	臺 ^{カウヘ}	奉 ^{マウ}
よ		こ	屍 ^{カバネ}	ひ	つ	み		も	ろ
	ま	そ		持	神 ^{カミ}		治		へ
今	す	死	山	ち	祖 ^{オヤ}	嬉	め	し	の
の	ら	な	行	て	の	し	た	が	
を	さ	め	か			け	ま	願	向
つ	の		ば	仕 ^{ツカ}	そ	く	へ	ふ	け
つ		か		へ	の				の
に	清	へ	草 ^{クサ}	し	名	い	こ	心 ^{ココロ}	ま
	き	り	生 ^{ナマ}	官 ^{ツカサ}	さ	よ	こ	足 ^{タラシ}	に
流	そ	見	う		ば	よ	こ	ら	ま
さ	の	は	屍	海		思	さ	ひ	に
へ	名			行	大 ^{オホ}	ひ	し	に	
る	を	せ	大 ^{オホ}	か	久 ^ク	て	も		老 ^{オイ}
		じ	君 ^{キミ}	ば	未 ^メ			撫	人 ^{ヒト}
祖 ^{オヤ}	い	と	の		主 ^{ヌシ}	大	あ	で	も
の	に	言 ^{コト}		水 ^{ミヅ}	と	伴	や	た	
子	し	立 ^{タテ}	辺	清 ^{ツギ}		の	に	ま	女 ^{メウメ}

反致三首

卷十八、四〇九四

君の御言の幸を聞けば貴み(萬葉集)

あらびといや立て思ひしまさる大

大君の御門の守り我(わ)をおきて人は

刀(や)腰に取り佩(は)き朝(あ)守(まも)り夕(ゆふ)の守りに

言(こと)の官(つかさ)ぞ梓(あざ)弓(ゆみ)手に取り持ちて剣(つるぎ)大(おほ)

大君にまつるものと言ひ継(つ)げる

立つる言立て人の子は祖の名絶たず

どもぞ大伴と佐伯の氏(うぢ)は人の祖の

ま
ナ
ら
さ
の
心
思
ほ
ゆ
大
君
の
御
言
の
幸
を
聞

け
は
貴
み
(同、四〇九五)

大
伴
の
遠
つ
神
祖
の
奥
城
は
し
る
く
標
立
て
人

の
知
る
べ
く
(同、四〇九六)

天
皇
の
御
代
栄
え
む
と
東
な
る
陸
奥
山
に
金
花

咲
く
(同、四〇九七)

反
歌
四
〇
九
六
が
、
大
伴
の
先
祖
の
御
靈
屋
に
、
人

目
に
立
つ
よ
う
に
印
を
つ
け
よ
と
う
た
つ
て
い
る

こ
と
か
ら
も
明
ら
か
な
よ
う
に
、
陸
奥
国
に
金
を
出

だ
ナ
詔
書
を
賀
く
歌
に
(以下、詔書を加へて)
歌
に
と

詠	彼	権	と	心	辺	「	示	び	略
み	が	威	存	を	に	海	す	つ	記
こ	、	に	在	も	こ	行	る	く	し
み	長	ほ	意	っ	そ	か	こ	こ	し
、	歌	か	義	て	死	は	と	と	の
そ	四	な	と	皇	な	水	に	に	の
れ	〇	ら	と	室	め	遠	あ	よ	眼
に	九	な	と	に	か	く	る	っ	目
よ	四	い	さ	奉	へ	屍	。」「	て	の
っ	の	と	重	仕	リ	山	認	栄	一
て	冒	い	か	し	見	行	書	え	つ
皇	頭	う	さ	め	は	か	を	た	は
権	部	認	し	る	せ	は	賀	大	、
の	に	識	め	も	じ	草	く	伴	天
絶	天	に	の	の	と	生	歌	氏	皇
対	孫	立	は	は	い	す	」	の	の
性	降	っ	、	天	う	屍	の	伝	権
を	臨	て	天	皇	忠	大	家	統	威
証	神	い	の	の	誠	君	持	を	に
示	話	る	は	伝		の	は	誇	結
	を	る。	の	統					

伴 <small>トモ</small> の男は	天地 <small>アマツチ</small> の	家持は	天平勝宝二 <small>(七五〇)</small> 年作の挽歌 <small>(5)</small> において	ではない。	伴氏 <small>トモノ</small> の關係 <small>ケンケイ</small> のみまめぐつて旋回 <small>センケイ</small> していたわけ	けていゝる。しかし、家持 <small>トモ</small> の思考 <small>シヨウカウ</small> は、天皇 <small>テンノウ</small> と大	として、天皇 <small>テンノウ</small> と大伴 <small>トモ</small> 氏の君臣 <small>クニノミコ</small> 關係 <small>ケンケイ</small> に目を向け	このように、「詔書 <small>ミコトノコト</small> を賀 <small>ウラナフ</small> く歌 <small>ウタ</small> 」の家持 <small>トモ</small> は、主	しようと企圖 <small>キツブ</small> する所以 <small>ソノイハレ</small> である。
大君 <small>オホキミ</small> に	初 <small>ハジメ</small> めの時 <small>トキ</small> ゆ								
まつろふ	うつそ								
もの	の								
と									
定 <small>サだ</small>	ハヤ <small>ヤ</small> 十 <small>ト</small>								

まれる 官つかさにしあれば………(萬葉集卷

十九・四二一四)

と詠じ、文武百官(「八十伴の男」)を、天皇に

随従・奉仕すべき(「奉了ふべき」)存在と看みす

を提示してける。このえあは「詔書を賢く我らの

………もののふの八十伴の男を奉了

への向きのまにまに老人も女童も

しが願ふ心定らむに撫でたまふ治

めたまへばここさしもあやに買ひ

嬉しけくひよよ思ひて………

あ	長	の	す	、	先	に	統	と
る	秋	警	も	内	指	基	と	ハ
い	四	護	明	兵	の	づ	ハ	ウ
は	〇	の	シ	〃	宣	く	一	節
反	九	任	か	と	命	も	に	も
秋	四	を	な	し	第	の	に	、
四	〇	担	よ	て	十	に	ほ	如
九	九	当	う	の	三	は	が	実
五	の	ナ	に	功	詔	な	な	に
、	、	る	、	績	が	ら	い	示
ま	、	軍	大	を	、	な	。〃	さ
ナ	、	事的	伴	強	大	い	わ	て
ス	、	的	氏	調	伴	。〃	て	い
本	、	伴	は	し	・	〃	る	。〃
の	、	造	、	て	佐	〃	〃	〃
心	、	と	元	い	内	〃	〃	〃
思	、	い	来	る	西	〃	〃	〃
ほ	、	う	、	こ	氏	〃	〃	〃
や	、	言	皇	と	の	〃	〃	〃
ゆ	、	辞	室	か	の	〃	〃	〃
、	、	や	、	〃	の	〃	〃	〃
、	、	、	天	〃	の	〃	〃	〃
、	、	、	皇	〃	の	〃	〃	〃
、	、	、	室	〃	の	〃	〃	〃

と、この言辭は、詔書を讀く我々の家持が軍事
 的伴造としての自覺に立、て皇室への忠誠心
 を燃やしていたことを物語っている。その忠
 誠心が、詔書を讀く我々のモチーフであつた
 點に留意するならば、この我々を貫流するもの
 は、八十伴の男は大君にまつるものとしてま
 れる官であるといふ伴造意識にほかならな
 い、とも言えよう。

伴造とは、大化前代の「部」体制下におけ
 る職業部の統轄者（首長）の職稱である。右

役	也	三	時	お	に	延	れ	前	に
民	、	六	に	い	鼓	人	て	代	見
の	持	六	、	て	吹	一	い	に	た
作	統	三	柿	で	・	般	た	、	よ
る	朝	九	本	あ	宣	の	と	う	な
歌	の	）	朝	っ	揚	官	考	な	、
(一	と	臣	た	さ	人	え	、	伴
同	官	題	人	。	水	意	う	の	造
、	僚	さ	麻	た	石	識	れ	あ	意
五	の	れ	呂	と	の	と	る	い	識
）	手	た	が	え	は	結	。	た	、
な	に	四	作	ば	、	び	し	で	ほ
ど	成	首	る	、	白	フ	か	さ	、
と	る	の	歌	吉	鳳	け	し	か	す
見	、	行	（	野	皇	ぐ	、	人	で
れ	藤	幸	萬	の	権	れ	そ	に	に
は	原	送	葉	宮	の	こ	れ	発	、
、	の	駕	集	に	も	る	が	場	大
天	宮	の	巻	幸	と	、	、	、	化
皇	の	歌	一	す	に	広	宮	、	
・						乾			

皇室への没私的献身に無限の喜びを見出す精神が、自國皇権下の貴族・官僚層の称揚するところとなつて来たことだが、容易に知られよう（本稿第一篇第三章第五節参照）。

伴造意識と発揚しようとする家持の態度は、自國皇権のもとで行われた政治（天皇の親政）に政治の理想的な在り方を見出す精神と密接に結びついて来たように見受けられる。

詔書と貢く歌と詠んでかさ二日後（天

千應宝元年五月十四日）に、家持は、聖武天

おのが負へる	たまたふらし	み吉野の	始めたまひて	しける	高御座	儲けて作る歌一首	吉野の離宮に	と作つた。	皇の吉野行幸を想定して、次のような長・反歌
おのが名負ひて	もののふの	この大宮に	賣くも	すめろきの	天フ日継と	一首并せえ短歌	幸行す時のために、		
大君の	ハヤ十伴の男も	あり通ひ	定めたまへる	神の命の	天の下				
		見し		畏くも	知らしめ				

け て 作 る 歌 （ 以 下 「 儲 作 歌 」 と 略 記 ） は 、 」	こ の 「 吉 野 の 離 宮 に 幸 行 す 時 の た め に 儲 け	な く 仕 へ つ 見 む （ 同 、 四 一 〇 〇 ）	も の の ふ の ハ 十 氏 人 も 吉 野 川 絶 ゆ る こ と	宮 さ あ り 通 ひ 見 す （ 同 、 四 〇 九 九 ）	い に し へ さ 思 ほ す ら し も 我 ご 大 君 吉 野 の	葉 集 卷 十 八 、 四 〇 九 八 ）	し こ そ 仕 へ ま つ ら め い や 遠 長 に （ 萬	な く こ の 山 の い や 継 ぎ 継 ぎ に か く	任 け の ま に ま に こ の 川 の 絶 ゆ る こ と
--	---	---	--	--	--	---	--	---	--

詔書を賀く我」と同様に、文武百官を天皇に

没我的に献身（奉仕）すべき存在と捉えられている。

「備作政」もまた、「詔書」を賀く我」と同じく

天皇への没我的献身を美德として称揚する精神（伴造

意識）によつて買かれていると言えよう。

反歌四の九九には、「いにしへ」という語が見え

る。ここを言う「いにしへ」とは、聖地の靈

威を背景にして皇権の繁栄を維持しようという意

図のもとに三十一回にもわたつて吉野への行

幸が行われた（↑）持統朝のころを指している（澤

瀧又孝の「萬葉集注釈」参照）。したがって、「備

<p>儲作歌の 家持は、 自身と 聖武天皇 との</p>	<p>て いた こと と を 示 して いる。</p>	<p>儲作歌 を 作 る 際 に 人 麻呂 を 強 く 意 識 し</p>	<p>の 類 似 が い ろ じ る し り。 この こと は、 家 持 が</p>	<p>集 巻 一、 三 六、 三 九、 との あ り だ で は、 語 句</p>	<p>儲作歌 と 人 麻呂 の 行 幸 送 駕 歌 (萬葉</p>	<p>る。</p>	<p>天皇 の 吉 野 行 幸 を 想 定 し て い た、 と 考 え ら れ</p>	<p>た 白 鳳 皇 権 の 盛 期 に 思 い を 馳 せ た が ら、 聖 武</p>	<p>作 歌 の 家 持 は、 聖 地 吉 野 を 起 点 に し て 脚</p>
--	---	---	--	---	---	-----------	--	---	---

も	は	鳳	造		と	は	聖	い	関
と	、	皇	意	こ	作	人	武	る	係
で	家	極	識	の	っ	麻	が	の	さ
こ	持	の	、	の	て	呂	持	で	、
そ	に	盛	の	う	い	で	統	は	人
、	、	期	発	に	る	あ	で	な	麻
、	白	に	揚	、	よ	る	あ	い	呂
伴	鳳	思	に	家	う	か	る	い	と
送	皇	い	主	持	に	の	か	い	持
意	極	え	眼	は	見	如	の	え	統
識	の	取	と	、	受	く	よ	ろ	女
、	如	せ	置	儲	け	に	う	う	帝
さ	き	て	く	作	ら	「	か	か	と
い	終	い	作	に	れ	幻	。ナ	。ナ	の
か	対	日	に	お	る	視	あ	あ	関
ん	的	。こ	い	い		し	ち	ち	係
な	な	の	て	、		な	、	、	に
く	皇	こ	、	自		が	家	家	擬
発	極	の	白	身		「	持	持	し
揮	の	こ		「		儲	は	は	て
し		と		作		取	、		

主	権	誠	貴	れ	よ	い		う
義	の	の	族	ま	う	て	ナ	る
的	盛	念	・	で	と	は	で	と
な	期	が	官	の	い	、	に	い
思	之	最	僚	考	う	倭	、	う
考	理	も	た	察	志	歌	前	認
え	想	昂	ち	を	向	の	節	識
伴	と	揚	の	と	性	古	で	が
っ	し	し	あ	合	が	典	指	あ
て	て、	た	い	す	顕	的	摘	っ
い	そ	時	い	れ	著	規	し	た
る	こ	代	い	ば	で	範	た	こ
よ	へ	、	て	、	あ	を	よ	と
う	の	ナ	天	こ	っ	白	う	を
に	回	ち	皇	の	た	鳳	に	示
思	帰	わ	へ	志	。本	萬	、	唆
わ	を	あ	の	向	節	葉	家	し
れ	志	ち	崇	性	の	に	持	て
る	向	ち	敬	は	こ	に	に	い
。	尚	ち	と	、		お	お	る
	古	白	忠					
		鳳						
		皇						

第三節

記紀的精神の継承者としての家持

統紀天平勝宝八(七五六)年五月十日条によ

れば、同日、出雲守従四位上大伴古慈斐いが、内豎淡

海三船ととも朝延誹謗の罪に問われ、衛士

府に禁ぜられたという。あまい、その前後の事情この事件について、

統紀の古慈斐い薨伝は、次のように記している。

丁酉、大和守従三位大伴宿祢古慈斐い薨す、

勝宝年中に、従四位上衛門督に累

遷す。俄かに出雲守に遷さる。疎外せら

れてより、意常に鬱々たり。紫微内相藤

原仲滿、誣るに誹謗を以てして、土佐守

に左降せり。促して任に之ゆかしむ。

事件当明

(天) 平勝宝八年五月、台閣の実権は、大納言

藤原仲麻呂によつて掌握されつた。前そのころ、

左大臣橘諸兄の息奈良麻呂は、大伴古麻呂、

大伴古慈斐、小野東人らと結んで、仲麻呂と

の対決の姿勢を深めていた。

このようにな緊迫した情勢のもとで、仲麻呂

は、奈良麻呂派を抑えるために、着々と謀略
 の手を広げてゆく。たとえは、^聖天平勝宝九年
 五月二十一日に仲麻呂が紫微内相（紫微中台
 の長官——朝廷の軍事を統轄）に就任した背
 景や、あるいは、同年六月九日に一種の治安
 維持法ともいうべき「勅五条」が制せられた背
 景には、奈良麻呂派の動きを封じこめようと
 いう仲麻呂の意図が働いていたと考えられる。
 上掲の統紀の記事は、古義斐の朝廷誹謗事件
 の裏にも仲麻呂の画策があつたことを伝えて

いる。この記事によれば、古慈斐の罪は、仲
 麻呂によつて捏造されたものと解せられる。⁽²⁾
 古慈斐事件は、古慈斐の同族すなわち大伴(族)の仲麻呂(1)に対
 する反感を煽つた。大伴一族の内部では、こ
 の事件を契機として、仲麻呂排撃の気運が沸
 騰した。⁽³⁾天平勝宝八年六月十七日、家持は、
 そうした気運を抑えるために、大伴宗家の主あまじ
 としての立場から、⁽⁴⁾一族の輕拳を戒め自重を
 促す三首の歌を詠んだ。以下にあげる「族を
 諭す歌」が、それである。

島 <small>しま</small>	さ <small>さ</small> も <small>も</small> 和 <small>わ</small>	は <small>は</small> や <small>や</small> ぶ <small>ぶ</small> る <small>る</small>	さ <small>さ</small> く <small>く</small> み <small>み</small> て <small>て</small>	先 <small>ま</small> に <small>に</small> 立 <small>た</small> て <small>て</small>	手 <small>て</small> 拵 <small>ほ</small> み <small>み</small> 添 <small>そ</small> へ <small>へ</small> て <small>て</small>	は <small>は</small> じ <small>じ</small> ろ <small>ろ</small> さ <small>さ</small>	に <small>に</small> 天 <small>あ</small> 降 <small>も</small> り <small>り</small> し <small>し</small>	ひ <small>ひ</small> さ <small>さ</small> か <small>か</small> た <small>た</small> の <small>の</small>	族 <small>う</small> さ <small>さ</small> 詠 <small>えい</small> す <small>す</small>
大 <small>や</small> 和 <small>ま</small> の <small>と</small>	し <small>し</small>	掃 <small>は</small> き <small>き</small> 清 <small>き</small> め <small>め</small>	踏 <small>ふ</small> み <small>み</small> 通 <small>と</small> り <small>り</small>	鞞 <small>や</small> 取 <small>ま</small> り <small>り</small> 負 <small>お</small> は <small>は</small> せ <small>せ</small>	大 <small>お</small> 久 <small>ほ</small> 米 <small>く</small> の <small>め</small>	手 <small>て</small> 握 <small>に</small> り <small>ぢ</small> 持 <small>も</small> て <small>て</small> し <small>し</small>	す <small>す</small> め <small>め</small> ろ <small>ろ</small> き <small>き</small> の <small>の</small>	天 <small>あ</small> の <small>の</small> 門 <small>か</small> 開 <small>き</small> き <small>き</small>	歌 <small>う</small> 一 <small>い</small> 首 <small>く</small>
檀 <small>か</small> 原 <small>は</small> の <small>ら</small>	仕 <small>し</small> へ <small>へ</small> ま <small>ま</small> つ <small>つ</small> ろ <small>ろ</small> は <small>は</small> ぬ <small>ぬ</small>	ま <small>ま</small> つ <small>つ</small> ろ <small>ろ</small> は <small>は</small> ぬ <small>ぬ</small>	国 <small>くに</small> 求 <small>もと</small> ぎ <small>ぎ</small> し <small>し</small> つ <small>つ</small> つ <small>つ</small>	山 <small>や</small> 川 <small>ま</small> を <small>が</small>	ま <small>ま</small> す <small>す</small> ら <small>ら</small> 健 <small>た</small> 男 <small>け</small> を <small>を</small>	真 <small>ま</small> 鹿 <small>か</small> 子 <small>こ</small> 矢 <small>や</small> を <small>を</small>	神 <small>か</small> の <small>の</small> 御 <small>み</small> 代 <small>よ</small> より <small>より</small>	高 <small>た</small> 千 <small>ち</small> 穂 <small>ほ</small> の <small>の</small>	并 <small>な</small> せ <small>せ</small> て <small>て</small> 短 <small>た</small> 歌 <small>か</small>
畝 <small>う</small> 傍 <small>な</small> の <small>の</small> 宮 <small>みや</small> に <small>に</small>	蜻 <small>あ</small> 蛉 <small>な</small>	人 <small>ひと</small>	ち <small>ち</small>	岩 <small>い</small> 根 <small>は</small>	を <small>を</small>		岳 <small>た</small> より <small>より</small>	岳 <small>た</small>	

宮柱みやはしら

太おと

知し

り立た

て

天あま

の下した

知し

らしめ

しける

天皇てんわう

の

天あま

の日ひ

継つぎ

ぎ

てく

る

君きみ

の御代みよ

御代みよ

隠かく

さはぬ

明あか

き心こころ

皇みかど

へに

極ごく

め

して

仕つか

へくる

祖おや

の官つかさど

と

言こと

立た

て

授たま

まへる

子うま

孫のこ

り

や継つぎ

ぎ

に

見み

る人ひと

語ことば

り継つぎ

ぎて

て

聞き

く人ひと

の鏡かがみ

に

せむ

あ

た

しき

清きよ

き

その

名な

お

ぼ

心こころ

思おも

ひて

空あや

言こと

も

祖おや

の名な

絶つ

つな

大伴おほとも

の氏うぢ

と名な

に

負お

へ

る

ま

す

ら

え

の伴とも

(萬葉集卷二十)

四四六五

磯城島の大和の国に明らけき名に負ふ伴

の男心ココロつとめよ(同、四四六六)

剣ツルギ大刀タテりよよ磨トぐべしいにしへゆさやけ

く負ひて来にしその名ぞ(同、四四六七)

この「族」ウヂを喩す歌(以下「族歌」と記す)にお

いて、家持は、大伴氏が代々の天皇に「明き

心」を「極め尽して」(上)仕えてきた伴造の家柄

であることとを強調したうえで、氏人たち(上)に対し

て、そのうした栄誉ある氏の名を絶やすこととに

っながらるような行動へ仲麻呂の打倒を目ざす
 武装蜂起か？に走らぬように要請してゐる。
 長歌四四六五が、皇権の絶対性を証示する天孫降
 臨神話をもち出しながら伴造意識を発揚して
 いるのを見れば、**「喩族歌」**は、**「詔書**を賀く歌
 と、ほぼ同一の思想を表明してゐると言えよう。
 たが、家持の**「喩族歌」**における**「作歌態度**と
「詔書を賀く歌」におけるそれとは、次の一
 点において微妙な差違を示してゐる。**「喩族歌**
 が**「詔書**の叙述に忠実に従つてゐるのに対し
 て、**「詔書**の叙述に忠実に従つてゐるのに対し

認書を買く我々が記紀の文脈がさや逸脱
 してゐる点がそれである。
 家持は、記紀の精神を最も的確に表現^①した
 歌人である。よ言われ^②てゐる。記紀には、民話
 的（民間伝承的）、非政治的要素も多分に内含
 されてゐるけれども、その全体の結構が、政
 治的関心に基ついて組み立てられてゐること
 は疑えな^③い。すなわち、記紀は、皇祖神と天
 上界（高天原）の主神として指定すること
 を通して現実の天皇とその政権とが神聖にし

で		継	か	い	は	母	の	や	て
継	た	承	あ	ず	は	買	行	、	不
承	か	者	か	れ	、	か	動	皇	可
し	が	で	る	も	、	れ	理	権	侵
て	、	あ	。○	、	、	て	念	への	で
い	家	っ	し	こ	詔	い	た	の	あ
た	持	た	た	う	書	る	ら	販	る
わ	は	と	が	し	を	。○	し	徒	こ
け	、	言	っ	た	買	本	め	さ	と
で	記	え	て	た	く	章	よ	美	さ
は	紀	よ	、	精	、	の	う	徳	誘
な	的	う	家	神	、	こ	と	と	示
か	精	。○	持	さ	備	れ	す	し	よ
つ	神		は	反	作	ま	る	う	う
た	を		、	映	、	で	考	と	い
。○	終		記	し	、	の	え	さ	い
た	始		紀	て	、	考	を	諸	う
と	十		的	い	、	察	を	氏	精
え	全		精	る	、	に	諸	族	神
ば	な		神	こ	、	よ	氏		
	形		の	と	、	っ			
						て			

ク	表的	ム	れ	コ	四	ハ	と			大
ナ	的	ス	こ	ナ	九	ハ	い			少
ビ	な	ヒ	も	の	年	ハ	う			彦
コ	な	、	、	ニ	五	ハ	句			名
ナ	神	イ	記	神	月	ハ	を			の
は	々	ガ	紀	に	十	ハ	冒			神
、	と	ナ	に	よ	五	ハ	頭			代
そ	目	キ	っ	っ	日	ハ	に			よ
れ	さ	、	て	て	作	ハ	握			り
ら	れ	イ	は	は	）	ハ	え			言
の	て	ガ	、	天	ほ	ハ	る			い
神	お	ナ	照	照	オ	ハ	、			継
々	り	ミ	大	大	ホ	ハ	史			ぎ
よ	、	、	神	神	ナ	ハ	生			け
り	オ	な	、	表	ム	ハ	尾			
も	ホ	ど	タ	さ	ム	ハ	張			
下	ナ	が	カ	せ	ム	ハ	少			
位	ム	神	ミ	て	ム	ハ	味			
に	千	代	、	い	ム	ハ	を			
位	ヤ	の	タ	る	ム	ハ	教			
	ス	代	カ	け	ム	ハ				
		代	ミ		ビ	ハ				

置する「傍系的な神」(藤間生大「大伴家の歴

史」萬葉集大成5・ニ三九ページ)にすぎない。

また、「詔書を賀く歌」(七四九年五月十二日作)に

は、

大伴の遠つ神祖のその名をば大久

木主と負ひ持て

とある。しかし、^(註は)大伴氏の遠祖として天忍日

命、日臣命、道臣命などの名を挙げているけれども

大久^(末)主といいう名を伝えていない。

つまり、家持は、「詔書を賀く歌」や「史生

ナ		受	に	治	意	の	従	ナ	少
な	家	け	反	っ	図	家	っ	る	咋
わ	持	ら	映	て	し	持	て	に	さ
ろ	に	れ	さ	忠	と	は	は	あ	教
、	よ	る。	せ	実	は	、	い	た	へ
忠	る		よ	に	い	記	な	っ	諭
実	記		う	へ	た	紀	い	て	ナ
に	紀		と	十	も	的	い	、	我
記	的		ほ	全	の	精	こ	か	の
紀	精		し	な	の	神	れ	な	中
の	神		て	形	、	を	ら	ら	に
文	の		い	で	そ	積	の	ず	神
脈	継		な	、	れ	極	秋	し	話
に	承		か	自	さ	的	々	も	的
送	が		つ	作	記	に	を	記	文
う	、		た	の	紀	継	作	紀	脈
形	十		よ	俵	の	承	っ	の	を
を	全		う	歌	叙	し	た	文	導
と	な		に	の	述	よ	こ	脈	入
る	形		見	中	に	と	ろ	に	

叙述

叙述

文脈

のは、「**喻族歌**」(乙五六年六月十七日作)にあいて

である。「**喻族歌**」の長歌四四六五の冒頭二四句(

ひさがたの「から」仕へまつりて「まじ

に詠みこまれた天孫降臨譚は、

高皇産靈尊、真床霞衣を以て、天津彦彦

光彦火瓊瓊杵尊に裏せまつりて、則ち天

磐戸を引き開け、天八重雲を排分けて、

降り奉る。時に、大伴連の遠祖天忍日命、

来目部の遠祖天穗津大来目を帥ぬて、背

には天磐石鞞を負ひ、臂には矮威の高鞞を

天	故	書	田	の	に	向	天	八	著
の	尔	紀	の	空	到	の	孫	目	き
石	に	神	長	国	り	襲	の	鳴	、
位	天	代	屋	を	て	の	前	鑄	手
離	津	下	の	、	、	高	に	を	に
ち	日	第	笠	傾	浮	千	立	副	は
、	子	四	狭	丘	渚	纒	ち	持	天
天	番	の	の	か	在	の	て	へ	梶
の	能	一	御	ら	平	樓	、	又	弓
ハ	迹	書	碕	国	地	日	遊	、	・
重	迹	）	に	覓	に	の	行	頭	天
た	芸		到	ぎ	立	ニ	き	槌	羽
な	命		り	行	た	上	降	剣	羽
雲	に		ま	去	し	峯	来	を	矢
を	認		す	り	て	の	り	を	を
押	ら		。)	て	、	天	て	提	提
し	し		日	、	菅	洋	、	り	、
分	て		本	吾	突	橋	日		

い。	と												
この	い												
の	う												
点	記	ち	持	椎 ^{ツギ}	久	さ	日	に	け				
に	紀	て	さ	の	米	し	向	'	て				
着	の	仕	'	大	命	め	の	う	'				
目	の	へ	天	刀	の	た	高	き	い				
ナ	記	ま	の	五	二	ま	千	い	ま				
れ	事	フリ	真	取	人	ひ	穂	まり	'				
は	に	き	鹿	リ	'	き	の	そ	り				
、	扱	。	見	佩 ^ハ	天	。故	く	り	た				
喻	、	(古	矢	き、	の	尔	い	た	た				
旅	た	事	さ	天	石	に	ふる	し	し				
歌	もの	記	手	の	鞆 ^ヲ	天	る	て	て				
、	に	上	挟	は	え	忍	た	け	に				
記	ほ	卷	み、	じ	取	日	け	天	天				
紀	かな	。	御 ^ミ	ろ	リ	命	に	降 ^オ	命				
	ら		前 ^マ	と	負	・	天	り	天				
	な		に	取	ひ	天	津	ま	の				
			立	リ	頭 ^カ				天				
									津				
									橋				

の天孫降臨神話を忠実に反映するものである、
 と言えよう。
 天孫降臨神話は、皇権の神聖性の根拠を証
 示する物語として、記紀神話の基軸を成して
 いる。したがって、記紀の天孫降臨神話をそ
 の文脈通りに受け容れることは、記紀の基本
 精神を全面的に継承することと意味すると言
 っても、けっして過言ではない。家持が、
 族歌への段階で、記紀的精神を十全な形で継
 承するに至ったといふ見方が成立する所以

である。
 周知のようにな、記紀は、元明・元正朝に成
 立したが、その編纂の経緯から見て、そこに
 天武朝から文武朝に至るまでの時代の政治理念、
 言いかえれば、白鳳皇権の政治理念が色濃く反映し
 てゐることは疑えない。元明・元正兩朝が、
 白鳳皇権のもとで築き上げられた政治思想や政治体制に
 対して否定的な態度をとった形跡はみとめら
 れないから、記紀の根柢に存するも
 のは、白鳳皇権の政治理念であると考え

えても設りてはなれであるう。したがって、
 喩族歌^①が^②記紀的精神を^③記紀の天孫降臨神話
 の文脈に治つて忠実に反映してゐるといつこ
 とは、家持が、白鳳皇権の政治理念に全面的
 に服する立場に立つてこの歌を詠んだことと
 意味してゐると言えよう。

「詔書を買く歌」と「族を喩う歌」とが、
 ほぼ^④「^⑤」^⑥想を表明してゐることとは、
 した。「詔書を買く歌」以後「喩族歌」に至る
 までの七年間、君臣関係の在り方をめぐる家

心	あ	が	そ	る	、	よ	、	だ	持
を	、	行	れ	時	、	り	、	が	の
極	、	わ	に	代	、	い	、	、	思
め	、	れ	伴	は	、	っ	、	白	惟
尽	、	え	っ	、	仲	そ	、	鳳	に
く	、	な	、	、	麻	う	、	皇	は
し	、	い	天	、	呂	強	、	権	、
て	、	状	皇	、	、	固	、	の	ほ
奉	、	況	の	、	形	な	、	政	と
仕	、	が	親	、	、	形	、	治	人
す	、	現	政	、	、	、	、	理	ど
る	、	出	な	、	、	、	、	念	変
こ	、	し	い	、	、	、	、	を	化
と	、	つ	し	、	、	、	、	信	が
を	、	フ	は	、	、	、	、	奉	見
理	、	あ	皇	、	、	、	、	、	ら
想	、	る	親	、	、	、	、	、	れ
と	、	時	政	、	、	、	、	、	な
だ	、	代	治	、	、	、	、	、	い
	、	で		、	、	、	、	、	い
	、			、	、	、	、	、	、

看做し、エラにその理想を自作の偉教に託そうと

そこでは天皇の親政が行われた

「買収」「カシ」強族に至る過程は、家持において、白鳳皇権の時代を理想とする考えが強化されてゆく
 詔書を買収く致し、以後「族を詠す」致しに至る
 詔書を

(原)

る家持の精神は、時代の現実から乖離して
 た。本節の如上の考察によれば、その乖離の
 幅は、詔書を賞く致^レ以後^ノ族^ノ致^レに至る過
 程の中で、より^レり^レっ^レそ^レう^レ広^レが^レて^レい^レつ^レた^レ、
 言わさるをえなり^レ。い^レつ^レた^レい^レな^レせ^レ、このよう
 な事態が生じたのであろう^ノか。諸家が説く
 ように、家持の「律令体制以前の社会に生き
 た旧氏族の体質のよう^ノ石^ノもの^ノを^レ持^テて^レ越^シて^レ、
 意識の古^ノヤ^ノ（尾崎暢^ノ映^ノの大伴家持論^ノ致^レビ^レ三^レニ^レ一^レ
 パー）^ノヤ^ノ現実認識の欠如^ノが、彼の理想と時代

第四節 白鳳皇権と倭歌

同知のようには、萬葉集は、雄略天皇の御製
 として伝えられた長歌と巻頭に置き、続いて
 舒明・皇極朝の歌数首を配しているけれども、
 全篇の主流を成すのは、斉明・天智朝以後の
 歌々である。萬葉、すなわち古代倭歌の盛期
 は、白鳳皇権とともに始まると言えよう。

白鳳皇権、わけても天武・持統朝における

天皇の権威の絶対化に伴って、古代日本人の
 あいだには、天皇を頂点に置く中央集権的統
 一国家としての日本国の存在に関する明確な
 自覚が生じた（第一篇第三章参照）。そして、
 その自覚は、倭歌を日本国固有の表現形式と
 見て、その独自性や卓越性を誇示しようとし
 る、倭歌意識（前章参照）を生み出した。^{（古代）}倭歌
 は、このようになっ倭歌意識、すなわち国家意
 識と密接に結びついた倭歌意識に支えられ
 発展を遂げた一面をもつ。言い換えれば、自

鳳皇権のもとにおける国家意識の昂揚に伴っ
 て、倭歌と文芸の主流として認識する精神が
 生まれ、^{その}その精神が^{その}昂揚が、倭歌隆盛の動因
 の一つになった、と言えよう。
 要するに、倭歌は、白鳳皇権と結びつくこ
 とによつて栄えた。たとえは、柿本人麻呂の、
 皇権の讚美と主要^なモチーフとする歌々が、享
 受者たち（同時代人たち）の共感と博し、そ
 の結果人麻呂が宮廷歌人として一世を風靡するこ
 とができたのは、天皇・皇室を称えそれによ

そ	よ	以	作	う	心		た	出	っ
し	う	来	の	な	こ	絶	た	し	て
て	う	の	條	な	こ	対	た	考	て
懐	成	の	歌	な	こ	的	た	え	国
良	り	伝	に	な	こ	な	た	が	家
の	立	統	託	な	こ	な	た	白	意
精	っ	的	そ	な	こ	か	た	鳳	識
神	て	な	う	な	こ	か	た	皇	を
の	い	條	と	様	こ	、	か	権	発
継	る	歌	下	を	こ	、	、		揚
承	。	意	る	理	こ	文	考	の	す
看	家	識	家	想	こ	武	え	時	る
と	持	、	持	と	こ	百	ら	代	こ
看	さ	を	の	し	こ	官	れ	思	と
做	、	踏	姿	、	こ	が	る	溯	に
し	人	襲	勢	そ	こ	、	。	を	高
う	麻	つ	は	の	こ	明		形	い
る	呂	る	、	理	こ	浄		成	価
所	の	こ	人	想	こ			て	値
以	の	と	麻	を	こ			い	を
で	へ	に		自	こ			い	見

、強力を

もどいていは一程の

明らかに

1

ある。
 人麻呂以来の「倭我意識」の伝統に立つ家
 持にとつて、倭我は、「棲桐の意」を撥うため
 の目^{（こあり}）（この点について）は、本章第五節参照）
 と同時に、国家意識発場のため手段でもあ
 った。
 だが、皇権の隆盛とともに栄えた倭我は、
 皇権の弱体化^{（20）}に伴つて次第に衰微してゆく。
 皇権の弱体化は、皇権讃美という形での国家
 意識の発場と困難にし、その結果、倭我は、

が	た	政	倭		川	佐	ご	格	次
倭	。	治	歌	そ	に	保	ろ	と	第
歌	こ	理	に	の	押	の	に	喪	に
の	の	念	団	よ	さ	詩	た	失	、
復	こ	え	執	う	れ	苑	し	し	国
興	と	を	し	な	て	と	て	い	家
に	は	信	た	状	、	、	っ	っ	竟
つ	、	奉	、	況	表	倭	た	た	識
方	彼	下	そ	に	退	歌	。	し	発
が	に	る	の	あ	の	は	か	か	揚
る	、	姿	際	っ	度	、	も	、	の
と	白	勢	、	て	と	興	、	聖	た
い	鳳	を	彼	、	速	隆	天	武	め
う	皇	、	は	家	め	し	平	朝	の
認	権	明	、	持	は	た	年	の	具
識	の	確	白	は	、	漢	の	し	と
が	再	に	鳳	あ	え	詩	末	て	の
あ	現	打	皇	え	て	文	期	の	性
っ	こ	ち	権	て		の			
た	そ	出	の			勢			
		し							

こゝを示唆して、いふように思われる。
 人麻呂が、そして徳良が、対外意識に立っ
 て、言霊を宿らせることの可能な表現形式として、倭歌
 の独自性・卓越性を誇示したことから、かとも明ら
 かなように、^{（ま）}倭歌の盛期を生き延びた萬葉人にと
 って、倭歌とはすなわち日本歌（国歌）であ
 った。倭歌の独自性や卓越性を強調するこゝと
 が、国家意識の発揚に直結して、いた点を、勅案す
 る点には、彼らにとつて、倭歌（国歌）^{（と）}は、日^{（つ）}
 本国（国家）の象徴であつたことを考えられる。

白鳳萬葉^レを規範とする立場を貫き、白鳳
 皇権に政治の理想を求め、態度を保持し続け
 た家持は、後歌が国歌であり、かつ国家の象徴
 でもありえた時代への回帰を志向していたと
 言えよう。「詔書を賀く歌」から「喩族歌」に
 至る過程で、白鳳皇権の政治理念を信奉する
 態度が一段と強化されたといいうことは、家持
 の内面において、その志向がいっそう顕著に
 なったことに意義を認めていようと思われ
 ます。

「詔書の如く」
 詔書を賀く歌から喩族歌に至る時

代は、漢風隆昌・国風暗黒の思潮が深まりは
 いぬ、倭歌文芸が宮廷社交界の花形文学とし
 ての地位を漢詩文に譲りつつあった時代である。したがって、倭歌
 が国歌であり国家の象徴でもありえた時代へ
 の回帰を志向する家持の精神は、さきが古
 代倭歌文芸の衰微に反比例するかのようには
 ますます強固なるものにちつていつたことにな
 る。このことは、家持が現実認識を欠りてい
 たわけではなく、むしろ現実を直視しつても
 それを拒否しようとしていたことと示唆して

た	で	を	場	場	皇	い	体	家	ハ
と	理	賀	に	ヲ	権	了	化	持	る
い	想	く	固	る	の	明	や、	は、	よ
う	と	歌	執	立	終	確	漢	天	う
こ	時	か	し	場	対	な	詩	平	に
こ	代	さ	E	や、	性	現	文	律	見
と	の	「	の	、	と	実	の	令	受
は	現	喩	ひ	倭	強	認	興	制	け
、	実	取	は	歌	調	識	隆	国	ら
そ	と	」	石	ま	し	ま	に	家	る
の	の	に	カ	文	フ	も	伴	に	。
固	乖	至	ッ	芸	フ	了	う	お	
執	離	る	ト	の	、	な	倭	け	
の	の	ま	エ	主	伴	が	取	る	
仕	隔	で	エ	流	造	さ	の	皇	
方	が	の	エ	と	意	も	衰	権	
が	が	過	ウ	看	識	、	微	の	
、	拓	程	カ	做	」	あ	に	弱	
一	大	の	」	す	と	え	フ		
段	さ	中	」	立	発	、			
と	れ		詔			あ			
意			書			え			
意						て			

第五節

個々の文芸へ

古代俊秋は、皇権の隆盛とともに栄え、皇

権の衰微とともに衰えた。萬葉集は、大伴家

持の、

新あたらしき年の初めの初春の今日降る雪のい

やしけ吉事よきこと (巻二十、四五二六)

と、
い、
う、
秋、
を、
以、
て、
閉、
じ、
ら、
れ、
、
以、
後、
俊、
秋、
の、
衰、
退、
に

い、
つ、
そ、
う、
柏、
牽、
が、
か、
か、
る、
。

俊歌の衰退期には、俊歌全盛の時代には見
 られなかつた新しい型の俊歌観が生まれた。家持
 の俊歌観がそれである。

天平勝宝五（七五三）年二月二十三日から二

十五日にかけて、家持は、次の三首の歌を
 作った。

春の野に霞かすみたなびきううづづ悲かなしこの夕影ゆがにに

うぐひす鳴くも（萬葉集卷二十、四二九〇）

我がやぶのいささいささ群むら竹たけ吹く風の音のかそ

けきこの夕ゆふへかも（同、四二九一）

の 意	家持 <small>ニニヒ</small> は、	て、	意、	春日	る。	左注 <small>②</small> に	この	しも	うら
と	は、	この	歌に	遅々		にお	三首	ひと	うら
撥	倭歌	の歌	非 <small>ア</small> し	々に		いて	以下	とり	うら
い	と、	を	て	にして		、	「 <small>通説に従って</small> 春	し	に
除	痛	作	は	て		家持	愁	思	照
け、	み	り、	撥 <small>ハ</small> ひ	、		は、	絶	へ	れる
結	悲	式 <small>モ</small> て	難	鶺鴒 <small>うい</small>		次	唱	ば	る
ば	し	綿 <small>ワ</small> 緒 <small>シ</small> を	きの	正 <small>ハ</small> に		の	三首	一	春
お	む	展 <small>ノ</small> ぶ	のみ	啼 <small>ウ</small> く		よ	と	回 <small>ニ</small>	日
れ	気		の	。		う	呼	二	に
た	持		み	。		に	ぶ	九	ひ
心	一		。	。		述	。	二	ぼ
一	「		。	。		ベ	。	九	り
「	締		。	。		テ	。	二	上
締	緒		。	。		。	。	二	り
緒	。		。	。		。	。	二	心
。	。		。	。		。	。	二	悲

を解くための具と解してゐる。

後歌にフ^リてのこのような考え方は、厳密

にきえは、家持の創始にカ^カかるものではない。

山^上懐良が、フ^トに同様の考えを披歴してゐる。

懐良は、神龜五(七二八)年作の「世間の住み

難きことさ^カ哀しぶる歌」(萬葉集卷五、八〇四、八〇

五)の序において、こ^ウう話^ワてゐる。

集まり易く排ひ難きものは^ハ大^{ダイ}の辛苦^ク存

り。遂^スが難く盡し易きものは^ハ百年の賞^{シヨウ}樂

なり。古人の嘆く所^{トコロ}今にも及ぶ。このゆ

刻に、一章の歌を作り以て二毛の嘆を撥
 不。

棧良は、また、天平二（七三〇）年七月十一日
 に大伴旅人に献呈した三首（巻五、八六ハスハセ〇）
 の短歌の序の中で、次のように述べている。

棧良聞くなさく、方岳諸侯、都督刺史、

並に典法に依りて、部下を巡行し、其の

風俗を察する、と。竟内夕端に、口外

に出たナこと難し。謹みて三首の鄙歌を

以て、五蔵の鬱鬱結を写かむと欲ふ。

右ニ^①の引用文中の傍線と施した部分を見
 れば、徳良が、俊歌を内面の悲嘆やわだかま
 リを私^②う具と捉える考えをもつていたことが
 知られよう。家持が父旅人の歌友であつた徳
 良の影響を強く受けている点^③と勘案するな
 ば、徳良の俊歌^④観は家持によつて積極的に継
 承されたものではなかつたか、と考^⑤える。すな
 わち、家持は、徳良の俊歌観と踏襲する方向
 で、自らの俊歌観（春愁絶唱三首の左注
 において開陳された俊歌観）を形成していた^⑥

の
で
は
な
い
か
と
思
わ
れ
る
。

し
か
し
な
が
ら
、
家
持
の
俊
歌
観
が
、
億
良
の
そ

れ
を
全
面
的
に
模
倣
し
た
も
の
で
あ
る
と
は
言
え
な
い
。

天
平
十
三
（
七
四
一
）
年
四
月
三
日
に
、
又
邇
の
京
か

ら
弟
書
持
に
お
く
つ
た
三
首
の
短
歌
（
菟
葉
集
卷
十
七

三
九
一
）
三
九
一
三
）
の
序
に
お
い
て
、
家
持
は
、

橙
橘
初
め
て
咲
き
、
霍
公
鳥
翻
り
嬰
く
。

時
候
に
対
し
、
詠
に
志
を
暢
べ
ざ
ら
め
や
。

り
て
三
首
の
短
歌
を
作
り
、
以
て
鬱
結
の
緒
を

散
ら
さ
ま
く
の
み
。

この点、および、 春秋絶唱三首 の家持が	いる。	駆り立てる 動因になつた ことを明かにして	自然の情景を 直視すること が自分と作歌 へと	言う。この 発言を通して、 家持は、興味 ある	さばへあざわさ がにはいさねな い、と家持は	時候を目の 辺りにして いると、もはや 己が胸中	空に飛翔して 鳴く。そうい う晩春（初夏） の	橙橘（単に橘の 意か？）が咲き、 時鳥が蒼	と語つて いる。
----------------------------	-----	-----------------------------	----------------------------------	----------------------------------	------------------------------	-----------------------------------	----------------------------------	-----------------------------	-------------

ぶ る 歌	同 ハ 〇 ニ ス ハ 〇 三	(萬葉集卷五、ハ〇〇五ハ〇一)	識 し て い る。	憶 良 は、	が え な い。	引 用 文	し 〇 憶 良 が	う 作 歌 方 針	鬱 結 の 緒
レ	ハ 〇 四	ハ 〇 〇 五	た と え ば、	つ ね に		カ ラ は、	自 ら の	針 を も つ て	レ
ハ 〇 五	ハ 〇 五	ハ 〇 一	惑 病 を	自 作 の		こ の	後 歌 観	て い た、	と 表 出 し
の	の	の	反 ^カ さしむる歌	公 表 と		よ う な	を 開 陳	と	カ ッ
三 部	住 み	子 ^ニ 等 ^シ を思ふ歌		と		作 歌 方 針	し た	推 断	私 ハ
か ら	難 き			ハ イ ウ		方 針	丈 草	し う る。	除 け
成 る	こ と			こ と		は ウ か	(前掲)	う る。 しか	け よ う
ハ ハ	と 哀 し			と 意				と い	と い

こ	も	人	文	さ	宰	古	の	詩	ゆ
水	の	の	中	急	帥	典	文	文	る
に	で	の	で	頭	大	集	に	に	、
対	あ	同	披	に	伴	成	託	託	嘉
し	る	団	歴	お	旅	成	し	し	摩
て	。	に	さ	い	人	成	て	て	郡
、		集	れ	た	を	成	上	上	撰
家		う	た	作	中	成	司	に	定
持		歌	俊	に	心	成	に	開	三
の		人	歌	ほ	と	成	開	陳	部
場		た	観	か	ナ	成	ナ	ナ	作
合		ろ	も	な	る	成	る	、	は
は		に	、	ら	筑	成	、	中	、
、		向	旅	い	紫	成	国	の	思
公		け	人	い	歌	成	の	、	想
表		て	な	。前	壇	成	、	述	を
へ		開	い	掲	へ	成	述	志	
の		陳	し	引	の	成	志		
意		さ	は	用	発	成			
		れ	旅		表	成			
		た				成			

と	多	た	け	て	っ	い	も	よ	欲
自	数	い	て	い	ね	た	と	う	が
の	の	。	自	る	に	と	よ	に	さ
後	自	萬	の	。	、	は	り	見	ほ
歌	作	葉	後	ま	享	言	、	受	ど
観	を	集	歌	た	受	え	家	け	（
と	採	の	観	、	看	な	持	ら	境
さ	録	編	を	歌	の	い	に	れ	良
公	し	纂	披	集	反	。	公	る	ほ
け	た	に	歴	を	応	歌	表	。	ど
に	家	関	す	編	に	を	へ		に
し	持	与	る	む	対	作	の		）
よ	に	し	こ	こ	了	る	意		強
う	は	、	と	と	る	と	欲		固
と	、	し	に	は	期	い	が		で
い	自	か	ほ	、	待	う	欠		は
う	作	も	か	読	感	行	知		な
意	の	集	な	者	を	為	し		か
欲	後	中	ら	に	伴	は	て		っ
	歌	に		向	っ	、			た

さ	っ	持	い	内	愁	る	し		が
れ	た	が	て	面	絶	い	ほ		あ
た	た	家	綴	と	唱	は	そ		っ
後	よ	持	った	対	三	、	、		た
歌	う	持	た	峙	首	家	、		に
観	に	自	独	し	」	持	家		違
も	思	身	詠	っ	は	の	持		い
、	わ	の	歌	フ	、	脳	の		い
元	れ	た	で	、	い	裏	の		。
来	る	め	あ	わ	わ	に	も		
、	。	に	る	ば	ば	浮	前		
享	そ	織	。	、	、	人	指		
受	の	っ	そ	個	た	を	の		
者	左	た	れ	」	た	暗	」		
(往	、	は	の	ビ	点	春		
読	に	個	、	の	ヒ	で	愁		
者	お	の	元	空	と	は	絶		
)	い	歌	来	間	リ	な	唱		
に	て	」	、	に	自	か	三		
対	関	で	家	お	身	っ	首		
	陳	あ			の	た			
						。			
						春			

受者

自然)	して	り	然	の		な	で	っ	し
の中	いて	は	に	悲	、	か	、	左	て
に	いる	、	対	緒	春	っ	自	で	扱
た	る	、	面	を	愁	た	己	あ	漕
た	わ	、	し	凝	絶	の	自	ろ	ヲ
ひ	け	、	て	視	唱	の	身	う	る
と	で	、	い	し	三	は	に	。	た
り	は	、	る	た	首	な	対	も	め
扱	な	、	。こ	が	」	い	っ	と	に
け	い	、	こ	さ	の	か	て	も	陳
出	。こ	、	こ	、	家	と	提	と	べ
さ	の	、	で	同	持	思	示	、	さ
れ	語	、	家	時	は	わ	さ	、	れ
て	は	こ	持	に	、	れ	れ	は	た
在	、こ	の	が	、	自	た	、	も	た
る	の	世	言	自	己	思	、	の	の
自	界	界	う	外	の	念	独	で	は
	(あ	っ	の	内	で	白	は	左
		あ	ひ	自	面	、	の	か	か
		わ	と			か	形		

↑(四九二)と

>

（	こ	結	て		明	ま	こ	え	己
た	こ	ば	、	既	し	つ	と	れ	自
と	こ	お	家	述	て	わ	と	ほ	身
え	で	れ	持	の	い	る	通	ほ	の
ば	言	た	は	如	る	る	し	こ	孤
、	う	心	、	く	と	根	て	心	独
政	、	を	倭	、	言	源	、	悲	な
治	棲	解	歌	春	え	的	家	し	交
や	桐	く	を	愁	よ	な	持	も	を
恋	の	た	、	經	う	孤	は	ひ	あ
に	意	め	棲	唱	。	絶	、	と	ら
お	、	の	桐	三		性	人	リ	わ
け	は	具	の	首		に	間	し	し
る	、	と	意	、		っ	存	て	い
挫	俗	解	、	の		い	在	い	る
折	世	し	と	左		て	そ	る	。
）	の	て	撥	述		の	の	と	言
を	諸	い	い	に		自	もの	詠	い
原	事	る	除	お		覚	に	す	か
因	情	。	け	い		を		る	

そ	や	う	詠、	そ	っ		み	源	と
れ	享	と	が	の	て	家	で	的	す
は	受	意	る	凝	、	持	あ	左	る
、	者	図	こ	視	己	は	り	孤	隠
痛	を	し	と	の	の	、	、	絶	情
む	対	て	一	最	孤	た	苦	性	で
心	象	い	独	中	独	た	悩	に	は
さ	と	る	詠	に	な	た	で	つ	な
癒	し	る	フ	生	姿	ひ	あ	い	い
す	て	。こ	る	起	を	と	る	て	。
慰	織	の	こ	す	見	り	。	の	そ
め	ら	場	と	る	つ	個		自	れ
の	れ	合	に	苦	め	の		覚	は
手	る	、	よ	悶	て	の		か	、
段	文	倭	っ	を	い	空		ら	人
に	芸	歌	て	独	る	間		生	間
化	で	は	て	り	。	の		じ	存
し	は	、	散	倭	そ	中		た	在
て	な	も	い	歌	し	に		悲	の
い	い	は	よ	さ	て	在		し	根

歌	す	傾	に	と	家	よ	ひ	倭	る。
を	る	け	立	は	持	う	と	歌	。換
作	傾	る	っ	、	が		リ	さ	言
り	向	一	て	彼	が		で	、	す
、	にあ	方		が	、		玩	れ	は
歌	あ	で		、	人		ぶ	、	、
を	っ	、		皇	麻		慰	、	春
詠	た	個		権	呂		め	、	愁
む	こ	の		讃	以		の	、	絶
こ	と	立		美	来		具	唱	三
は	さ	場		の	の		と	三	首
、	示	か		伝	統		看	首	の
自	し	ら		統	的		做	の	家
己	て	の		な	な		し	中	持
の	い	作		歌	倭		て	で	は
内	る	歌		々	歌		い	、	、
面	。	に		に	意		る	た	
を		沈		情	識		と	っ	
直		潜		熱			言	た	
				を			え	た	
				こ					

（又）

家 持 以 前 の 歌 人 の あ い だ で は 、 か な ら ず し も	は だ か の ま ま の 「 個 」 の 文 芸 と 捉 え る 意 識 は、	し か し ち が ら 、 歌 （ 後 歌 ） を 、 生 ^{なま} の ま ま 、	情 が あ ら わ れ て い る と 見 な け れ ば な ら な い 。	讚 美 の 儀 礼 歌 に も 、 人 麻 呂 自 身 の 「 個 」 的 心	を 代 弁 す る こ と に 主 眼 を 置 く 、 人 麻 呂 の 皇 権	な る ま じ い 。	た と え ば 、 宮 廷 人 の コ ン セ ン サ ス	「 個 」 的 心 情 を 反 映 し て い る と 考 え な け れ ば、	「 何 ん か の 形 で 」 の こ と を あ れ 、 歌 と 呼 び う る も の は す べ て	視 す る こ と な く し て は 不 可 能 で あ ら う 。	ど の
--	---	---	--	--	--	----------------------------	---	---	---	--	--------

こ の 世 界 の 中 に 投 げ 出 さ れ て 在 る 孤 独 な 個 我	参 照 。 生 の ま ま の 個 、 す な わ る 、 た ら ぬ	た よ う に 思 わ れ る （ 第 三 篇 第 四 章 第 五 節 以 下	と し て の 、 個 （ 士 大 夫 と し て の 「 個 」 ） で あ る	「 で は な く 、 社 会 構 の 一 端 を 担 う 社 会 的 存 在	、 個 「 は 、 生 の ま ま 、 ほ た か の ま ま の 「 個	を 向 け る ） 歌 を 詠 ん だ け れ ど も 、 そ の 場 合 の	社 会 を 凝 視 す る （ あ る い は 社 会 に 批 判 的 存 在	ら れ る 。 た と え ば 、 稗 良 は 、 個 的 視 座 か ら	明 確 に は 自 覚 さ れ て い な か 、 た よ う に 見 受 け
--	--	--	---	--	---	--	--	---	--

（クリ）

（自然）

（ほたかのま）

機

皇	的	受	あ	か	し	が	後	識	さ
権	過	者	る	え	て	公	歌	し	、
ひ	程	た	い	れ	の	的	を	た	詠
い	の	る	は	れ	活	な	と	の	歌
て	中	の	は	ば	力	文	個	は	(
は	で	共	伴	、	を	芸	の	、	作
国	萌	感	造	後	喪	、	文	家	歌
家	芽	を	意	歌	失	あ	芸	持)
と	し	博	識	に	し	け	と	が	の
の	た	し	を	よ	て	て	拮	最	主
緊	。ナ	え	発	っ	中	も	初	初	体
密	な	な	揚	て	く	国	であ	であ	と
な	わ	く	し	皇	過	家	っ	た	し
関	ら	な	て	権	程	意	た	と	て
係	、	り	り	を	の	識	言	言	は
か	後	っ	す	證	中	発	え	え	、
ら	歌	あ	る	美	で	揚	よ	う	、
離	は	る	こ	し	、	の	う	う	、
れ	、	史	と	て	言	具	う	う	、
て			が	り	い	と			意

まのまゝ、はたかのままの

その活力

ための

中	家	急	今	芸	古	持	萬	途	中
に	方	や	集	の	今	に	葉	を	く
公	針	ん	や	主	集	よ	集	歩	こ
的	と	へ	新	流	(っ	最	み	と
か	り	備	古	と	九	て	後	始	に
っ	、	え	今	し	〇	て	の	め	よ
政	長	も	集	て	五	詠	歌	た	っ
治	歌	っ	な	の	年	ま	ハ	。	て
的	を	ば	ど	位	稜	れ	ハ		、
な	主	さ	の	置	進	て	卷		次
思	体	短	歌	に)	か	二		第
考	と	歌	人	返	に	さ	十		に
(下	に	た	り	至	百	、		、
母	る	託	さ	咲	っ	数	四		個
国	一	し	は	く	て	十	五		の
語	群	て	は	。	、	年	一		の
意	の	う	、	。	倭	を	六		文
識	倭	た	個	。	歌	経	大		芸
や	歌	う	の	。	は	た	ハ		へ
国	の	作	想	古	再	後	が		の
					び	、	家		
					文				

家	意	識	さ	も	り	こ	も	う	と	い	う	姿	勢	を	見	せ	な	り	
こ	の	こ	と	は	、	彼	ら	中	古	の	我	人	た	ち	が	、	後	我	と
国	家	の	あ	り	だ	に	必	然	的	な	つ	り	が	り	を	見	出	さ	な
か	っ	た	こ	と	を	示	唆	し	て	い	る	。お	そ	ら	く	、	彼	ら	に
と	っ	て	後	我	と	は	、	個	の	文	芸	に	ほ	か	な	ら	な	か	
っ	た	の	で	は	な	い	が	、	と	考	え	ら	れ	る	。				

既述のごとく、萬葉の末期のころから、後
 歌と国家（皇権）との紐帯は徐々にゆるんで
 ゆく傾向にあつたが、この傾向は、萬葉以後
 古今集に至る過程の中で一段と促進された。

のと推測しうる。倭歌と国家とのあいだに密
 接が不可分の関係を見出す精神、すなわち、
 倭歌は国歌でありかつ国家の象徴でもあると
 観じ、その見方^をを強調しようとする人麻呂
 以来の伝統的な精神は、歌人^の家持の死後^に、歴
 史の片暁に押しやられてしまったと言つても
 けつして過言ではないように思われる。

注

(一) 元暦校本の楮には「理」に「く」る。

「理」(「文章十の筋」)とした方が大意に無理

がないようにも思われるが、ここでは一

に西本願寺本に従っておく。

(2) 論語述而の「子曰く、道に志し、徳

に依り、仁に依り、芸に遊ぶ」という一

文を念頭においた表現ではないかと考

えられる (『萬葉集全採』参照)。

(3) 卷十一、十二は、その原本が、神亀5天

平五、六年ころに坂上即女を中心とする複

数の人々によつて編まれ、天平十七年こ

ろ大伴家持によつて現存の形に仕上げ

られたと考えられる (新潮日本古典集成

『萬葉集』三・解説四四一ページ以下参照)。

(4) 萬葉集によれば、家持は、天平十八

年閏七月から天平勝宝三年七月まで越中

国守の任にあつた。家持二十九歳から三十

四歳までのあいだである。

(5) 左注に、右は、大伴宿禰家持、^{ひこ}尊の

南の右大臣家の藤原二郎が慈母を喪^{うしな}ふ患^{うれ}

へを弔^{とが}ふとある。ここに言う尊とは、

藤原仲麻呂の次男久瓊麻呂のことである

と言われている。

(6) 律令官人、⁽²⁾わけ、天武・持統朝のこ

の官人たちは、儒教的教養に裏づけ

られた士大夫意識をもつていたように見受

けられる。だが、当時、天皇・皇室への

毎年	年一	(7)	か	伴	大	に	留	て	没
年	一	7)	っ	造	化	中	意	い	我
教	月)	た	意	前	国	す	た	的
回	か	持	た	識	代	的	る	点	献
ナ	ら	統	カ	(以	な	存	(身
フ	、	女	、)	来	ら	ら	第	が
行	護	帝	と	の	の	ば	、	一	官
わ	位	の	推	上	の	、	そ	篇	人
れ	の	吉	測	に	根	の	の	第	た
た	年	野	し	架	生	あ	士	三	ち
。	(行	う	上	い	、	大	章	の
吉	六	幸	る	さ	の	、	夫	第	あ
野	九	は	。	れ	精	、	夫	五	い
は	七	、		た	神	、	夫	節	た
、	年	持		た	(、	夫	参	に
大)	統		も	た	、	夫	照	浸
和	に	三		の	と	、	夫	、	透
朝	か	(で	え	、	夫	、	し
	け	六		は	ば		夫		
	て	十		な			夫		
	、	九					夫		

を採擷する精神

延歴代の聖地であるところにも、天武天皇

がそこから起つて政權を勝ち得たという

点から見れば、天武・持統朝（明日香王

朝）の原点でもあつた。女帝のこの地へ

の度重なる行幸が、遊覧のみを目的とす

るものであつたとは想像しにくい。女帝

には、聖地の靈力をわが身に附着させて

皇權をたなおいつた充実させようとい

う意図があつたのではないかと思われる。

この点について、は、萬葉集全注

（巻）

第一、一

五六ページ参照。また、夕マの附著と川

古代的思想にっしては、拙稿「日本の知

の濫觴（比較思想の途）参照。

(8) たとえは、^{入麻呂の}三六に「この川の終ゆる

ことなくこの山のいや高知すす」とある

のに對して、^{入麻呂の}四〇九には「この川の終ゆ

ることなくこの山のいや継ぎ継ぎに」とある。ま

た、^{入麻呂の}三七には「吉野の川の常流の終ゆる

ことなくまたかへり見む」とあり、^{入麻呂の}家持

の四一〇には「吉野川終ゆることなく

付ハフツ見むしとあつて、兩者、語句の類

似ガいろじるしい。

(9) 統紀によれば、丙寅(十三日)に放免さ

れたといふ。古慈斐は、その後土佐守に左

遷されたらしい(古慈斐薨伝、同天平宝

統紀

字元年七月四日条参照)。

(10) 橘諸兄は、その年の二月二日に左大

二月六日

臣の職を辞した。翌年死去。統紀天平宝

字元年(勝宝九年)六月二十八日条に言

う。甲辰、先是去勝宝七歳冬十一月、太

上天皇不予。時左大臣橘朝臣諸兄祗承人
 佐味宮守告云、大臣飲酒庭、言辭无礼、
 稍有反状云云。太上天皇優容不咎。大臣
 知之、後歲致仕と。この記事から推すに
 諸兄は宴席で朝廷への不満（おそろく仲
 麻呂の台頭について）の不満である（う）と
 もらし、それがもとで官を辞するを余儀
 なくされたもの、と考えられる。
 （川）これは、次の五条から成る法令であ
 る。

一、諸氏長等、或不顧公事、恣集己族。

自今以後、不得更然。(各氏族の氏人の七集を禁止)

二、王臣馬數、依格有限。過此以外、不

得蓄馬。(保有馬數の制限)

三、依令、隨身之兵、各有儲法。過此以

外、亦不得蓄。(隨身の兵數を制限)

四、除武官以外、不得京裏持兵、前已禁

斷。然猶不止。宜告所司、固嚴加禁斷。

(武官以外の者が兵器を持たず、武官以外の者が京裏に兵を所持せず)

五、京裏二十騎已上、不得集行。(騎行の際の同行者數を制限)

海 三 船 は、 と も に 朝 廷 誹 謗 の 罪 に 問 わ れ	と あ る。 こ れ に よ れ ば、 大 伴 古 慈 斐 と 淡	延 無 人 臣 之 礼 に、 禁 於 左 右 衛 士 府。	慈 斐、 内 豎 淡 海 真 人 三 船、 坐 誹 謗 朝	癸 亥、 出 雲 国 守 徒 四 位 上 大 伴 宿 禰 古	(12) 統 紀 天 平 勝 宝 八 年 五 月 十 日 条 に は、	た も の で あ ら う。	た め に、 孝 謙 天 皇 を 勤 か し て 発 布 せ し め	察 知 し た 仲 麻 呂 が、 彼 ら の 機 先 を 制 了	こ の 法 令 は、 奈 良 麻 呂 派 の 蜂 起 の 動 き を
--	--	--	--	--	--	----------------------------------	--	---	--

たこゝになり、西人は同罪である。とこ

ろが、萬葉集の「喩族歌」(卷二十、四四六五)

四六七)の左注は、

縁淡海真入三船讒言出雲守大伴古慈

斐信林解任。

と記してゐる。これによれば、古慈斐は

三船によつて陥れられたことになる。

統紀天平勝宝八年五月十日条と、「喩族

歌」左注とのあいだには、明らかに齟齬がある。

諸家は、さまざまな角度からこの齟齬に

言及してゐる。たとえは、契沖は、

孝謙紀によれば勝宝八歳五月に、古

慈斐も三船も共に罪有て左衛士府

に禁せらるゝと見えたるを、こゝに「

喩族歌」左注」にはいかゞ三船の護

言にて古慈斐は任を解るゝかゝれけ

ん、知かたし。(萬葉代匠記に「こ内は本箱にまゐる」)

と述べたりる。また、土屋文明は、喩族

歌「左注の「三船護言」は、三船の護言

の語

ではなく、「三船の受けた護言」といふ

などがある。

直^(事)相は歴史の闇に閉ざされたままであ

り、諸家の解釈は、そのリナれがきえ得

ているとも決めがたい。しかしながら、

先掲の古慈悲斐^(案徴)内相蔭は仲病、証りに辨誘を以てしてとていう部分)と、本注に引用した二

つの記事(統紀天千勝宝八年五月十日条

と萬葉集「喻旅孤」の左注)とが、リナれ

も事實を伝えていると仮定し、巨場合、古

慈悲事件に、いつかは、次のような推定が

可能になる。すなわち、三船は、仲麻呂

の 堯 を 受 け、 自 ら 四 と な っ て 古 慈 斐 文 か ら
 仲 麻 呂 を 中 心 と す る 台 閣 に 対 す る 批 判 の
 こ と は 正 引 き 出 し、 そ れ を 朝 廷 に 告 げ る
 こ と に よ っ て 古 慈 斐 を 陥 れ る と し も に、
 自 ら も 罪 に 服 し た の で は な か っ た か
 と 考 え ら れ る。
 、 喩 族 狄 の 左 注 に は 仲 麻 呂 の 名 が 見
 出 せ ぬ。 し か し、 仲 麻 呂 が 事 件 に 関 与
 して いた 考 え だ 場 合 (あ り は、 大
 伴 一 族 の あ い だ に、 古 慈 斐 事 件 が 仲 麻 呂

の	一	か	動	、	い	ほ	族	と	の
動	人	か	き	、	う	な	取	仮	謀
き	の	ね	は	、	点	ら	」	定	略
で	内	な	は	、	が	な	」	し	に
し	内	い	、	き	き	い	」	た	よ
か	聖	ほ	祖	わ	め	よ	」	場	る
た	一	ど	の	く	不	う	合	、	も
た	族	重	名	明	事	な	、	の	の
た	の	大	」	瞭	態	事	な	た	た
は	三	な	さ	に	が	な	に	と	の
考	船	も	絶	な	至	し	中	認	識
え	」	の	つ	っ	し	た	え	が	な
に	に	で	こ	て	た	の	に	か	か
く	対	あ	ろ	し	か	、	家	」	た
い	つ	り	に	ま	と	と	持	」	
。	る	、	つ	う			が	」	
	実	そ	な				」	」	
	行	れ	が				」	」	
	使	か	り				」	」	

成 し 、 家 持 が 「 噓 族 称 」 と 詠 ま な け れ は	識 が 大 伴 一 族 の あ い だ に 不 穏 な 気 運 と 醸	え な い よ う に 思 わ れ る 。 そ し て 、 そ の 認	そ 人 ど い る と い う 認 識 が あ ら な い と い は 疑	こ の 事 件 の 背 後 に 仲 麻 呂 の 謀 略 の 手 が い	う で あ れ 、 ア ク な く と も 、 大 伴 一 族 に	要 す る に 、 古 慈 斐 解 任 事 件 の 真 相 は	と し か 思 え な い 。	さ 一 拳 に 葬 り 去 ら う と す る 動 き で あ ら な い	そ れ は 、 奈 良 麻 呂 派 に 叶 た し て 、 仲 麻 呂
--	--	--	---	--	---	--	--------------------------------------	---	--

<p>国文学第四十五卷第三号) がある。これに對</p>	<p>説 (小野寛「^レ喩族歌と大伴家持^レ」国語と</p>	<p>る立場に立ってはいなかつた主張する</p>	<p>の上(族長)ではなく、大伴氏を代表する</p>	<p>「^レ喩族歌^レ」の時点で「^レ家持はまだ^レ氏</p>	<p>古意斐々ど」がいたことと根拠にして、</p>	<p>よりも上位の年長者(兄麻呂、古麻呂、</p>	<p>(14) 天平勝宝八年当時、大伴氏に、家持</p>	<p>えられる。</p>	<p>ならずた「^レよう^レ」状況と現出させた、と考</p>
------------------------------	--	--------------------------	----------------------------	---	---------------------------	---------------------------	------------------------------	--------------	--

して、筆者は、当時家持は「氏の上」も
 しくは一族を代表する立場にあつたとい
 う見解をとる。

萬葉集卷四、五六六、五六七の左邊に言う。

以前天平二年庚午夏六月、帥大伴御
 「旅人」忽生瘡脚疾苦枕席。因此馳駆

上奏、望請庶弟稻公姪胡麻呂欲語遺言

勅右兵庫助大伴宿禰公・治部少丞大

伴宿禰胡麻呂兩人、給駈免遣令省御病

而經數旬幸得平復。于時稻公等以病既

療_レ死_レ府上_レ京。於是大監大伴宿禰百代・

少奥山口忌寸若麻呂及卿男家持等相送

馭使共_レ到_レ夷守馭家、聊飲悲_レ別乃作_レ此致。

(「口」内は本稿による)

この記事には、天平二年当時 大伴氏の

、氏のよ_レびあ_レつた旅人が、異母弟稻公

と甥胡麻呂(古麻呂)に、遺言の形で後

事を託_レそうとしたことが明記されている

(新潮日本古奥集成 萬葉集 一、二八九へ

一、頭注参照)。その後事の中に、当時

と	は	た	い	家	が	右	に	関	十
自	、	も	る	持	都	の	難	す	三
分	、	の	。	に	に	記	く	る	歳
の	、	、	こ	も	帰	事	な	件	に
後	、	、	れ	両	る	に	い	が	う
継	、	、	は	人	と	よ	。	あ	ぎ
看	、	、	、	と	き	れ		っ	な
、	、	、	家	、	、	ば		た	か
マ	、	、	持	旅	、	、		で	っ
リ	、	、	を	人	、	、		あ	た
将	、	、	自	は	、	、		る	長
来	、	、	分	、	、	、		う	男
の	、	、	の	、	、	、		こ	家
、	、	、	名	、	、	、		と	持
氏	、	、	代	、	、	、		は	の
の	、	、	に	、	、	、		、	将
上	、	、	立	、	、	、		想	来
し	、	、	て	、	、	、		像	に

白うは大家宰府に残り、
 下僚ととも
 家に
 送ら
 せて

そ の こ ろ 家 持 が 、 氏 の 上 に な ら し は そ れ	に 従 五 位 上 兵 部 少 輔 の 官 位 を 得 て い た 。	で は な ら な い 。 、 喩 族 孫 の こ ろ 、 家 持 は す で	た と し て も 、 そ れ は い っ こ う に 奇 異 な こ と	う な つ て 後 、 一 族 を 代 表 す る 立 場 に 立 つ	と 考 え ら れ る 。 そ の 家 持 が 大 夫 の 列 に 連	で に 将 来 の 、 氏 の 上 に 擬 せ ら れ て い た	こ の よ う に 、 家 持 は 、 十 三 歳 に し て	り と 示 し て も の と 推 察 さ れ る 。	と し て 育 て て ほ し い と い う 希 望 を は つ き
--	--	--	---	--	--	---	--	--	--

に準ずる立場にあつた可能性は、けつし
 て小さくないといふ言えよう。
 (15) たゞ、藤間主大氏は、次のよう
 に述べられている。「たゞかに秋人としての家
 持は、十分な素質をもつてゐない。しか
 し古事記や日本書紀が、表面に出し方が
 一つてゐる主題を、最も適確な(唯一)とは
 云はない)形式であらはずることができた
 といふ點では、家持はユニークな歌人で
 ある。」「大伴家の「歴史」萬葉集大成5・二三八

ペトエ)

(16) 神武紀に、大伴氏の遠祖道臣命が

大来目(大久米)を帥いたといふ伝承が

ある点に留意するなすは、大久米主と

いう名がなかつたとは言いきれなす

なわち、大久米部の統率者という視点か

ら見て、大伴氏の遠祖を大久米主と呼ぶ

習慣があつたので、はなにか、とも考え

られる(澤瀉久孝の萬葉集注釈に参照)。

しかし、大久米主といふ名が記紀に見当

巻第十八、九八、九九、一〇〇

あまのいは神代紀天孫降臨紀に、「大伴連の遠祖天忍日命が「来目部の遠祖天孫澤大来目」を帥いたといふ点と

さ 喩 す 歌 （七五六年作） に至るまでの あ い び に	（18） 、 詔書に答へる歌 （七四九年作） 以後「 族	扱 し て い る と 考 え ら れ る。	え な い 点 が 推 察 す る に、 古 事 記 に も 依	と い う 表 現 が 古 事 記 に 見 え て 書 紀 に は 見	歌 の 真 意 を 手 扱 み 添 へ て ……し	（17） お お む ね 書 紀 に 扱 つ て い る が、 「喩 族	い 。	紀 の 叙 述 に 忠 実 に 従 つ て い る と は 言 え な	ら な い 以 上、 「詔 書 に 答 へ る 歌」 の 家 持 が 記
---	---	--	---	--	--	---	--------	--	--

家持が

詠人た歌々の中かす君臣関係の在り方に

関する所見を表明する作を抽出するとす

れば、たとえは次のような歌々が挙げられよう。

○ 為_下幸行 芳野宮 一 時_上 儲作 歌 (四〇九八、四一〇〇)

— 七四九年作 —

○ 挽歌 (四二二四 — 七五〇年作)

○ 向_レ京路 上 依_レ興 預作 侍_レ宴 友_レ詔 歌 (四二五四)

四二五五 — 七五一年作

これらの歌々において、家持は、天皇

の権威の絶対性や、天皇・皇室に奉仕す

べき文武百官の義務を強調してゐる。家

持の思惟は、一貫性を保つていると言え
 よう。
 (19) 尾崎暢英氏は、家持と大伴一族が現
 実認識を欠落させていたと主張して
 いる。
 (前掲書三三三ページ)。
 また、北山茂夫氏
 は、家持が好人で用いらる「物部のハナ
 伴
 の男」という語は、「律令官人集団の
 実
 体
 からひどく乖離して、きわめてリア
 リ
 ティ
 ャ
 ー
 ン
 に
 主
 張
 す
 る
 (大伴家持のニ
 ー
 パ
 ー
 ン
 に
 主
 張
 す
 る)

い	こ	豪	十	い	う	(そ	れ	と
は	と	族	七	る	認	20	う	し	を
、	へ	が	日	(識)	と	た	通
人	統	し	条	統	が	律	し	時	し
口	紀	き	点	紀	元	令	て	代	て
増	和	り	、	和	明	が	い	遅	、
加	銅	に	お	銅	天	十	る	れ	暗
に	回	山	よ	四	皇	分	。	の	に
伴	年	野	び	年	の	に		の	、
う	十	を	、	七	認	旅		の	家
班	二	私	元	月	の	行		で	持
田	月	有	明	一	中	さ		あ	の
の	六	化	朝	日	に	れ		っ	思
相	日	し	の	条	明	て		た	想
対	条	は	こ	、	不	い		こ	が
的	参	じ	ろ	同	な	い		と	現
狭	照	め	か	五	い	い		を	実
窄	、	た	さ	年	と	い		示	離
	あ		さ	五	い				
	る		ス	月					

化によつて窮乏した農民の班田地からの
 逃亡（浮浪人化）が重大な社会問題とな
 り（統紀靈龜元年五月一日条参照）、こ
 うした問題の解決を期して、養老七年（元
 正朝）に公地公民制の原則に反する「三
 世一身法」が制定され（天平中五年には「
 墾田永世私財法」が制定され、ここに公
 地公民制の原則が崩壊する）た点などを
 勘案すれば、~~天武朝以後~~元明朝のころ
 から、皇権隆盛の基盤である律令体制は

る。	7 マ ー ル と 見 る べ き ど ほ な り か と 思 わ れ	年 九 月 5 十 月 な と は 皇 権 弱 体 化 の 人 ル	や、 聖 武 朝 に お け る 藤 原 広 嗣 の 乱 (天 平 十 二)	養 老 四 年 二 月 二 十 九 日 桑 、 同 八 月 四 日 桑 参	元 正 朝 に お け る 隼 人 や 蝦 夷 の 反 乱 (統 紀	次 第 に 弱 体 化 し は じ め た と 考 え ら れ る 。	体 化 に 直 結 し て り る 。 皇 権 は 元 明 朝 以 後	な り。 律 令 体 制 の 瓦 解 は 、 そ れ を 基 盤 と 弱 体 化 の 弱	瓦 解 の 途 を 歩 み は じ め た と 考 え ら れ る と え
----	--	---	---	---	--	--	--	---	---

（瓦解）

（弱体化）

法	に	る	を	四	か	（	国	点	で
に	ッ	ベ	成	四	か	22	家	上	は
下	リ	キ	す	の	か	）	観	フ	は
一	テ	で	左	左	る	一	（	リ	ち
ハ	は	は	注	九	と	般	倫	テ	か
〇	、	な	は	一	見	に	理	の	っ
ペ	伊	い	こ	と	ら	、	学	の	た
ー	藤	か	れ	も	れ	二	第	詳	か
ハ	博	、	さ	に	て	の	一	細	、
〇	の	と	三	、	い	左	号	は	と
参	業	思	首	内	る	注	参	、	筆
照	葉	わ	に	容	。	は	照	著	者
。	集	れ	か	上	し	拙	。	は	考
	の	る	か	一	か	稿		考	え
	表	。	か	ま	し	、		る	。
	現	二	る	と	、	四		。	こ
	と	の	と	見	四	二		の	の
	方	点	見	り	九	二			
					は	の			
					は	み			
					に	に			

響を受けていゝことには疑えなかり。

(24) 春愁絶唱三首の中の、二月二十三日

に詠まは二首(四二九〇、四二九一)の題詞に、^(註)依細六作

という言辭が見える。この種の言辭を、

家持が自作の歌の題詞や左注に付し百例

は、萬葉集中に十例を数える(四二五九、四

六五の総題に、興中所作とあるのを含む)

が、それらは、一例(四五〇六)を除いて、

べく独詠歌である。

(25) 萬葉集最後の歌を詠みおえ、後、

は	わ	字	の	持	日	延	元	説	家
彼	れ	三	ほ	が	。	暦	旦	上	持
が	た	年	、	一	享	回	(は	が
沈	と	元	不	首	年	(萬	は	、
黙	し	旦	自	の	六	七	葉	従	う
ヲ	て	を	然	俵	十	八	葉	リ	正
る	も	機	に	秋	八	年	最	か	わ
こ	、	に	す	モ	月	八	後	ね	ぬ
と	公	家	ぎ	詠	二	月	の	人	と
を	私	持	る	ま	十	二	秋	と	な
許	に	か	。	で	八	日	を	、	正
さ	あ	ら	カ	の	日	(詠	天	宝
な	た	作	リ	ニ	(死	人	字	三
か	る	秋	に	十	去	去	即	三	(
っ	宴	意	、	六	一	し	日	七	七
た	席	欲	天	年	年	た)	五	五
で	の	が	平	間	、	た	か	九	九
あ	場	失	宝	家	家	た	ら	年	年

身の實際の作歌生活がその後どうであっ

たにしろ、歌人、家持が、天平宝字三

年元旦を機に、われわれの眼前から^ハ交を

消してしまつたことは否定できなりので

ある。^{徳が}萬葉集最後の歌五詠みおえたとき、

くなくとも、われわれには、その歌人、家

持は^①史上から消えまして、たとえわが

をえな